

京都市訓令甲第15号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

別表第1備考以外の部分中「地球環境・エネルギー政策監」の右に「、文化芸術政策監」を加え、「、丶丶税務長」を削る。

別表第2中「、助産師」及び「、准看護師」を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)